（美容師養成施設指定規則の一部改正）

第二十一条　美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第三	**別表第三**
関係法規・制度	関係法規・制度
一　（略）	一　（略）
二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の卒業者（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）の修了者を含む。）であって、法律学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者	二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の卒業者であって、法律学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者
三～五　（略）	三～五　（略）
（略）	（略）
美容の物理・化学	美容の物理・化学
一～三　（略）	一～三　（略）
四　学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であって、物理学又は化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者	四　学校教育法に基づく大学の卒業者であって、物理学又は化学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者
五　（略）	五　（略）
美容文化論	美容文化論
一　（略）	一　（略）
二　学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者	二　学校教育法に基づく大学の卒業者であって、美術に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者
三・四　（略）	三・四　（略）
美容運営管理	美容運営管理
一　（略）	一　（略）
二　学校教育法に基づく大学の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）であって、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者	二　学校教育法に基づく大学の卒業者であって、経済学、経営学又は会計学に係る短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者
三・四　（略）	三・四　（略）
（略）	（略）